

# 伊勢市南海トラフ地震 防災対策推進計画



伊勢市防災会議

## 目 次

第1節	総則.....	1
第2節	関係者との連携計画の確保.....	6
第3節	津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助.....	7
第4節	時間差発生時における円滑な避難の確保等.....	15
第5節	地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画.....	18
第6節	防災訓練計画.....	19
第7節	地震防災上必要な教育及び広報に関する計画.....	20
別表1	避難指示.....	21
発令地区（避難対象地区）	.....	21

# 第1節 総則

## 1. 推進計画の目的

この計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号。以下「法」という。）第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域について、南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図ることを目的とします。

## 2. 防災関係機関が地震・津波発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

### 1 市が行う業務

- ア 地震防災上必要な情報の収集及び伝達
- イ 県への報告、要請等、県との地震防災活動の連携
  - (1) 必要に応じ、県に対し地震防災応急対策の実施に係る職員の派遣等必要な事項を要請する。
  - (2) 必要に応じ交通規制その他社会秩序の維持を県公安委員会に要請し、また、地震防災応急対策を実施すべき者に対して指示をする。
  - (3) 住民等の避難の状況及び地震防災対策の実施状況を県へ報告する。
- ウ 高齢者等避難、避難指示又は警戒区域の設定
- エ 消防職員、消防団員の配備等、災害が発生した場合の応急措置の準備
- オ 消防、水防等の応急措置
- カ 避難者等の安全確保
- キ 緊急輸送の実施
- ク 災害発生に備えた食料、医薬品、救助用資機材等の確保準備
- ケ 自主防災組織活動の指導、連携
- コ その他地震防災応急対策上の措置

### 2 県が行う業務

- ア 地震・津波に関する情報の収集、伝達及び広報
- イ 高齢者等避難、避難指示に関する助言
- ウ 消防、水防その他の応急措置に関する事項
- エ 応急の救護を要すると認められる者の救護及び保護
- オ 県有施設及び設備の整備、点検に関する事項
- カ 犯罪の予防、交通の規制、その他社会秩序の維持に関する事項
- キ 緊急輸送の確保に関する事項
- ク 食料、医薬品の確保、保健衛生に係る措置等に関する事項
- ケ その他地震災害の発生防止又は軽減を図るための措置に関する事項
- コ 指定地方行政機関、市町、指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する地震防災応急対策等の連絡調整に関する事項
- サ その他法令により県警戒本部の権限に属する事項

### 3 伊勢警察署が行う業務

- ア 各種情報の収集、伝達
- イ 住民等への情報伝達活動
- ウ 南海トラフ地震臨時情報に伴う混乱防止並びに犯罪の予防及び取締り
- エ 交通の混乱、交通事故等の発生防止及び住民等の避難の円滑と緊急輸送の確保
- オ 警察施設等の点検及び整備
- カ その他必要な措置

### 4 指定地方行政機関が行う業務

#### ① 東海農政局三重県拠点

- ア 政府所有食料の在庫数量把握
- イ 応急食料の知事又は知事が指定する者への緊急引渡準備及び業者指導
- ウ 災害対策用食料の調達準備

#### ② 東京管区气象台（津地方气象台）

- ア 地震・津波に関する観測並びにその成果の収集及び発表
- イ 地震・津波に関する警報等の防災情報の発表、伝達及び解説

#### ③ 伊勢労働基準監督署

爆発、火災等の労働災害防止や緊急時における早期避難の徹底の要請

#### ④ 中部地方整備局三重河川国道事務所

- ア 災害予防
  - (1) 応急復旧用資機材の備蓄の推進、災害時にも利用可能な通信回線等の確保及び防災拠点の充実
  - (2) 機動力を生かした実践的な方法による防災訓練の実施
  - (3) 公共施設等の被災状況調査を行う防災エキスパート制度の活用
  - (4) 災害から地域住民の生命、財産等を保護するための所管施設等の整備（耐震性の確保等）に関する計画・指導及び事業実施
  - (5) 港湾における緊急物資輸送ルートの確保に関する計画、指導及び事業実施
  - (6) 関係機関との連携による災害に強い地域づくり計画の策定
  - (7) 洪水予警報や道路情報、波浪観測情報等の発表・伝達及び住民・事業者への伝達手段の確保
  - (8) 河川管理者の水防への協力事項及び道路啓開・航路啓開に関する計画等の情報共有
- イ 初動対応
  - (1) 情報連絡員（リエゾン）及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等を派遣し、被災地方公共団体等が行う被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を行うとともに、緊急車両の通行を確保するため、関係機関と調整を図りつつ、道路啓開を実施する。

## ウ 応急・復旧

- (1) 防災関係機関との連携による応急対策の実施
- (2) 緊急輸送道路を確保する等の目的で実施される交通規制への協力
- (3) 水防・避難のための氾濫情報等の発表・伝達、水害応急対策、水防活動への協力及び著しく激甚な災害が発生した場合における特定緊急水防活動の実施
- (4) 道路利用者に対して、地震予知情報及び道路障害規制等の情報提供を道路情報板や道の駅等の道路情報提供装置を用いて行い、情報の周知を図るとともに、低速走行の呼びかけ等の実施
- (5) 応急活動のための体制の整備及び所掌事務の実施
- (6) 道路啓開に関する計画に基づく、路上障害物の除去等による緊急輸送道路の確保
- (7) 航路啓開に関する計画に基づく、津波流出物の除去等による海上緊急輸送路の確保
- (8) 緊急を要すると認められる場合の申し合わせに基づく自主的な応急対策の実施
- (9) 所管施設の緊急点検の実施
- (10) 情報の収集及び連絡
- (11) 道路施設、堤防、水門等河川管理施設及び港湾・海岸保全施設等の被災に対する総合的な応急対策並びに応急復旧に関する計画・指導及び事業実施
- (12) 海上の流出油災害に対する防除等の措置を実施
- (13) 要請に基づき、国土交通省が保有している防災ヘリ・各災害対策車両・油回収船・浮体式防災基地等を被災地域支援のために出動

## 5 指定公共機関が行う業務

### ① NTT西日本三重支店

- ア 正確、迅速な情報収集、連絡
- イ 防災関係機関に対する通信設備の優先利用の供与
- ウ 地震防災応急対策に必要な公衆通信施設の整備
- エ 通信の輻輳抑止のための広報の実施
- オ 発災後に備えた災害応急対策用資機材及び人員の配備

### ② 東海旅客鉄道株式会社

- ア 情報の伝達
- イ 情報伝達及び列車運転状況の案内
- ウ 滞留旅客に対する避難誘導等
- エ 防災対策推進地域への列車の進入禁止措置
- オ 防災対策推進地域内を運行中の列車に対し、最寄りの安全な駅、その他の場所まで安全な速度で運転して停車する措置
- カ 防災対策推進地域外において、折り返し設備等を勘案し区間を定め、必要に応じ速度を制限して運行する措置
- キ 災害応急業務及び災害復旧業務に従事する社員数、配置状況等の把握

- ③ 中部電力パワーグリッド株式会社三重支店
  - ア 電力復旧に必要な要員及び資機材の確保
  - イ 電力供給設備への必要な応急対策を含む、災害防止措置の実施
- ④ 東邦ガス株式会社伊勢サービス・センター
  - ア ガス施設の災害予防措置及び地震防災応急対策に係る措置の実施
  - イ 災害対策本部を設置
  - ウ 発災後に備えた要員及び資機材の確保
- ⑤ 日本郵便株式会社
  - ア 利用者に対する情報の伝達及び安全確保
  - イ 支店における窓口の取扱いを停止
  - ウ 防災対策推進地域内に所在する支店において、窓口の取扱いを行う事務の種類及び取扱い時間並びにその他必要な事項を店頭に表示
  - エ 災害が発生した場合において、災害の態様、被災者・被災地の実情に応じ、郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策を迅速かつ的確に実施

## 6 指定地方公共機関が行う業務

- ① 公益社団法人三重県医師会
  - 医師会救護班の編成並びに連絡調整
- ② 一般乗合旅客自動車運送事業会社（三重交通株式会社（三交伊勢志摩交通株式会社）等）
  - ア 車両の運行状況、乗客の避難実施状況等の広報
  - イ 乗客の避難、救護
  - ウ 車両の運転規制
  - エ 地震発生に備えた資機材の確保及び配置
- ③ 三重県トラック協会南勢支部
  - 防災関係機関の要請に基づく緊急輸送車両の確保
- ④ 鉄道事業会社（東海旅客鉄道株式会社を除く）
  - ア 列車の運行状況、旅客の避難実施状況等の広報
  - イ 旅客の避難、救護
  - ウ 列車の運転規制
  - エ 地震発生に備えた資機材の確保及び配置
- ⑤ 一般社団法人三重県LPガス協会
  - ア 供給設備及び工場設備の災害予防
  - イ 需要家に対する災害予防広報

## 7 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者が行う業務

ア 防災上必要な資機材、人員等の配備に対する協力

イ 防災管理上必要な措置及び防災活動に対する協力

- (1)産業経済団体（農業協同組合、森林組合、漁業協同組合及び商工会議所等）
- (2)文化、厚生、社会団体（赤十字奉仕団、社会福祉協議会、婦人会、青年団等）
- (3)危険物施設等の管理者
- (4)各港湾施設の管理機関
- (5)土地改良区

## 第2節 関係者との連携計画の確保

### 1 資機材、人員等の配備手配

#### ① 物資等の調達手配

地震発生後に行う災害応急対策に必要な物資、資機材（以下「物資等」という。）が確保できるよう、あらかじめ物資の備蓄・調達計画を作成しておきます。

市は、県に対して地域住民等に対する応急措置及び地震発生後の被災者救護のため必要な物資等の供給を要請します。

#### ② 人員の配置

市は、人員の配備状況を県に報告するとともに、人員に不足が生じる場合は、県等に応援を要請するものとします。

#### ③ 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置

防災関係機関は、地震が発生した場合において、伊勢市地域防災計画に定める災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、あらかじめ必要な資機材の点検、整備、配備等の計画を作成します。

機関ごとの具体的な措置内容は、機関ごとに別に定めます。

### 2 他機関に対する応援要請

市が災害応急対策の実施のため必要な協力を得ることに関し、締結している応援協定は伊勢市地域防災計画資料編のとおりです。

市は、必要があるときは、応援協定に基づき自衛隊、緊急消防援助隊、近隣市町への応援要請を行います。

### 3 帰宅困難者への対応

市は平常時から民間施設や周辺地域、隣接市町、交通機関、観光協会等と連携を図り、災害時に適切かつ迅速な対応が取れる体制と行動要領の整備を行います。また、市にある観光施設の利用者の安全を図るため、各観光施設の事業者又は管理者に対して、安全確保対策を実施するよう働きかけます。

災害発生時には、膨大な帰宅困難者の発生を抑制するため、市は、「むやみに移動を開始しない」という基本原則を積極的に広報するとともに、従業員や児童・生徒、観光客等の一時的な収容を、企業や学校に呼びかけます。また、鉄道・バス事業者その他民間事業者と連携して、徒歩帰宅者に必要な情報の提供、誘導等の実施、救急・救護体制の構築、一時滞在場所の確保を検討します。

## 第3節 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助

### 1 津波からの防護

#### ① 水門の閉鎖等

市又は堤防、防潮扉、水門等の管理者は、地震が発生した場合は直ちに、水門等の迅速、的確な閉鎖等に万全を期するほか、工事中的場合は工事の中断等の措置を講ずるものとします。また、内水排除施設等は、施設の管理上必要な操作を行うための非常用発電装置の整備、点検その他所要の被災防止措置を講じておくものとします。

#### ② 各種整備等

市又は堤防、水門等の管理者は、以下について計画し整備等を行うものとします。

ア 堤防、水門等の点検

イ 堤防、水門等の自動化・遠隔操作化・補強等必要な施設整備等

ウ 水門等の閉鎖を迅速・確実に行うための体制、手順及び平常時の管理方法

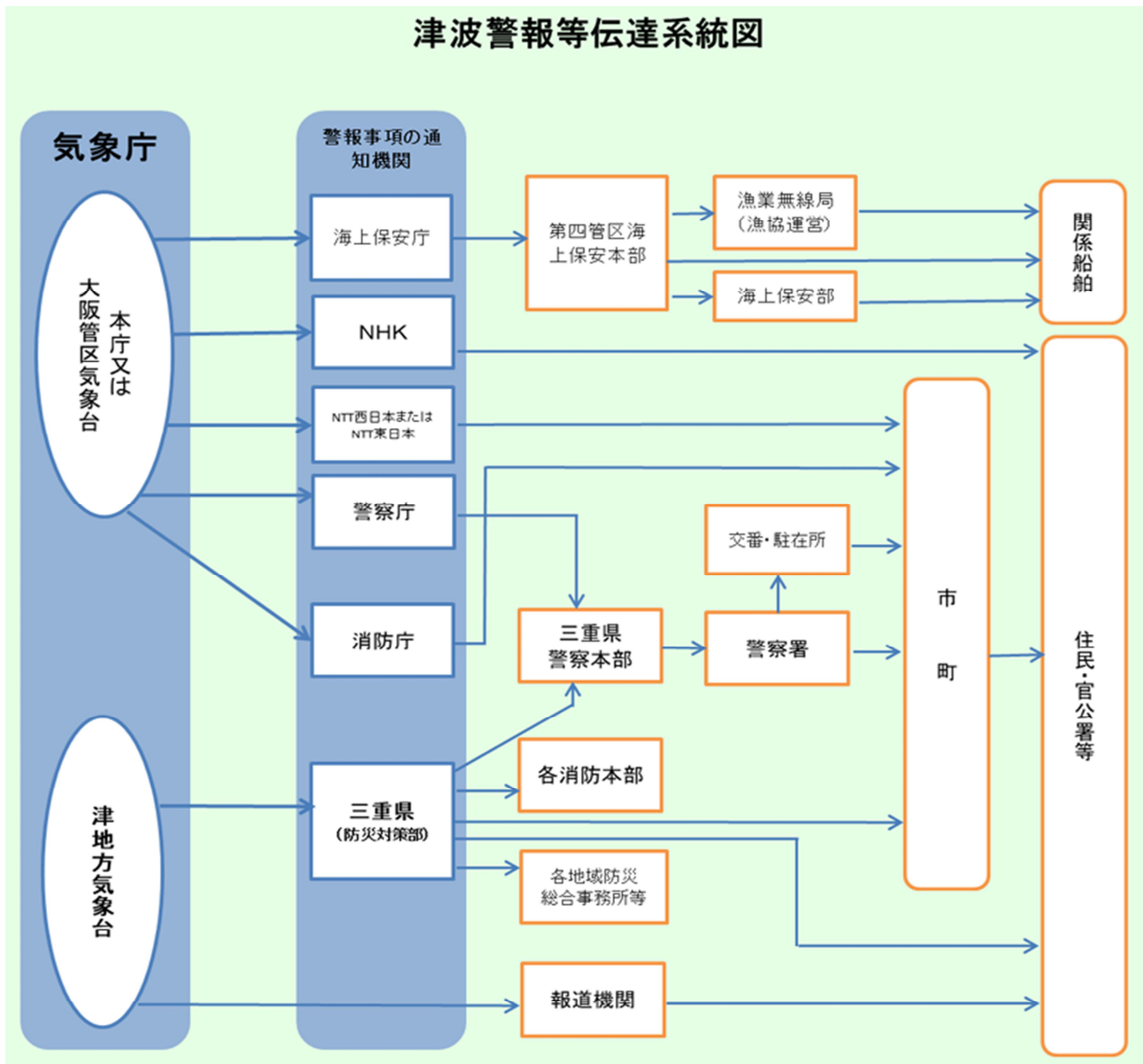
エ 津波により孤立が懸念される地域のヘリポート、ヘリコプター臨時発着場等の整備

オ 防災行政無線の整備等

## 2 津波に関する情報の伝達等

### ① 関係者の役割分担、連絡体制

津波警報等の津波に関する情報は、危険な地域の住民等に対して迅速かつ的確に伝達・周知される必要があり、次の連絡体制で情報を伝達します。



### ② 配慮すべき事項

関係者への連絡にあたっては、次の事項に配慮して情報伝達を実施します。

- ア 津波に関する情報の防災関係機関、地域住民等並びに防災関係機関に対する正確かつ広範な伝達
- イ 船舶に対する津波警報等の伝達
- ウ 船舶、漁船等の固定、港外退避などの措置
- エ 管轄区域内の被害状況の迅速・確実な把握
- オ 通常使用している情報伝達網が地震動等の影響により寸断される可能性があること

### 3 避難指示等の発令基準

災害が発生し、又は発生する恐れがある場合で、その必要が認められるときは、市長又は水防管理者は、避難対象地域の居住者、滞在者、その他の者に対して避難指示を発令します。

#### ① 津波注意報が発表された場合

- ア 状況に応じ防潮扉等の閉鎖を行います。応急復旧チームが自治会等に指示します。
- イ 防災行政無線及び広報車で、海岸、河口、河川付近を対象に近づかないように呼びかけます。

#### ② 津波警報が発表された場合

例)【大きな揺れを伴わない場合】

- ア 状況に応じ防潮扉等の閉鎖を行います。応急復旧チームが自治会等に指示します。
- イ 避難指示を発令します。

#### ③ 大津波警報が発表された場合

例)【南海トラフ地震等の大きな揺れを伴う場合】

- ア 避難指示を発令します。

### 4 避難対策等

#### ① 避難指示の対象となる地区

地震発生時において津波による避難指示の対象となる地区は、三重県津波浸水予測（平成 23 年度版）の津波浸水予測図に基づき、津波警報が発表された場合は別表 1-1、大津波警報が発表された場合は別表 1-2 のとおりとします。

#### ② 津波緊急避難所及び津波緊急避難場所等

市の津波緊急避難所及び津波緊急避難場所は、別に定める基準に基づき、地域防災計画資料編に示すとおりです。

市は、発生頻度は極めて低いもの理論上最大クラスの地震の津波にも対応できる避難場所となる津波避難ビル等を適切に指定します。

市は、地震発生時の建築物の倒壊や火災被害等の物的被害、それらに伴う人的被害の発生が懸念される木造住宅密集市街地において避難場所等を検討する場合は、必要に応じて延焼被害軽減対策等に取り組むものとします。

市は災害救助法の適用となる避難対策について、適切な対応を行うものとします。

#### ③ 住民等への周知

市は、①に掲げる地区ごとに、次の事項について関係地域住民等にあらかじめ十分周知を図るものとします。

- ア 避難対象地区の範囲
- イ 想定される危険の範囲
- ウ 避難場所（屋内、屋外の種別）

- エ 避難場所に至る経路（住民自ら設定すること）
- オ 避難指示の伝達方法
- カ 避難所にある設備、物資等及び避難所において行われる救護の措置等
- キ その他避難に関する注意事項（集団避難、防火、防犯、持出品、服装、車の使用の禁止等）

#### ④ 避難所開設時における事前準備

市が避難所の開設時における応急危険度判定を優先的に行う体制、各避難所との連絡体制、避難者リストの作成等に関し、あらかじめ準備する事項を整理しておきます。

#### ⑤ 避難所に必要な設備等

市は、避難所を開設した場合に、当該避難所に必要な設備及び資機材の配備、食料等生活必需品の調達、確保並びに職員の派遣が行えるよう、あらかじめ計画を作成しておくものとします。

#### ⑥ 避難誘導

地域の自主防災組織及び施設又は事業所の自衛消防組織は避難指示があったときは、あらかじめ定めた避難計画及び伊勢市災害対策本部の指示に従い、住民、従業員、入場者等の避難誘導のため必要な措置をとるものとします。

#### ⑦ 避難行動要支援者

高齢者や障がいのある人など、災害時に支援が必要と思われる人に対しては、支援を行う者の避難に要する時間に配慮しつつ、次の点に留意するものとします。

- ア 市はあらかじめ本人や家族などの同意に基づき「防災ささえあい名簿」を作成し、必要に応じて関係者と情報共有します。
- イ 津波の発生の恐れにより、市長より避難指示が発令されたときは、アに掲げる者の避難場所までの介護及び担送は、避難行動要支援者や避難支援関係者等を含めた地域住民全体の合意によりルールを決め、市は自主防災組織を通じて介護又は担送に必要な資機材の提供その他の援助を行うものとします。
- ウ 地震が発生した場合、市はアに掲げる者を収容する施設のうち自ら管理するものについて、収容者等に対し必要な救護を行うものとします。

#### ⑧ 観光客、外国人に対する避難誘導等

観光客、外国人に対しては、様々な広報手段を活用して避難情報を多言語で提供します。

#### ⑨ 避難所における救護上の留意事項

市が避難所において避難者に対し実施する救護の内容は次のとおりです。

- ア 収容施設への収容
- イ 飲料水、主要食料及び毛布の供給
- ウ その他必要な措置

また、上記に掲げる救護に必要な物資、資機材の調達及び確保を図るための措置は次のとおりです。

- ア 流通在庫の引渡等の要請
- イ 県に対し県及び他の市町村が備蓄している物資等の供給要請
- ウ 「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」に基づくプッシュ支援の受入
- エ その他必要な措置

#### ⑩ 意識啓発

市は、居住者等が津波来襲時に的確な避難を行うことができるよう、津波避難に関する意識啓発のための対策を実施します。

#### ⑪ 津波避難計画

市は、地域特性等を踏まえ、津波による浸水想定区域の設定、避難対象地区の指定、避難場所等の指定、津波情報の収集・伝達の方法、避難指示の具体的な発令基準、避難訓練の内容等を記載した津波避難計画を自主防災組織等と連携して策定します。

### 5 消防機関等の活動

消防機関は、津波からの円滑な避難の確保等のために、次の事項を重点として必要な措置を講ずるものとしします。

- ア 津波警報等の情報の的確な収集・伝達
- イ 津波からの避難誘導
- ウ 自主防災組織等の津波避難計画作成等に対する支援
- エ 津波到達予想時間等を考慮した退避ルールの確立

上記の措置を実施するため必要な動員、配備及び活動計画は、伊勢市警防規程に定めるところによります。

## 6 上下水道、電気、ガス、通信、放送関係

### ① 上水道

上水道事業の管理者は、地震による施設故障や漏水に伴う断水を最小限にとどめるため、施設の耐震化及び耐水化、施設管理図書の整備、応急給水・応急復旧体制の整備等を図り、かつ、漏水による浸水、水質汚染等の二次災害を防止するものとし、次の対策を実施します。

- ア 施設の耐震化及び耐水化
- イ 管理図書の整備
- ウ 応急対策（給水体制・復旧）のための体制整備
- エ 非常時の協力体制の確立

### ② 下水道

災害時においても住民の安全で衛生的な生活環境を確保するため、下水道の機能を最低限維持するとともに、施設の被害を最小限に抑え、早期の機能回復を図るため、次の措置を講じます。

- ア 施設の耐震化及び耐水化
- イ 被災の可能性が高い地区の把握及び施設管理図書の整備
- ウ 下水管渠の機能確保及び仮設備の設置
- エ 非常時の協力体制の確立

### ③ 電気

電力事業者は、津波から円滑な避難を確保するため、津波警報等の伝達や夜間の避難時の照明の確保等が必要なことから、電力供給のための体制確保等必要な措置を講じるとともに、火災等の二次災害の防止に必要な利用者によるブレーカーの開放等の措置に関する広報を実施します。また、災害応急活動の拠点等に対して電力を優先的に供給するために必要な措置を実施します。

### ④ ガス

ガス事業者は、津波からの円滑な避難を確保するため、火災等の二次災害防止のための利用者によるガス栓閉止等必要な措置に関する広報を実施します。

### ⑤ 通信

#### ア 通信機関（NTT西日本）

NTT西日本は、災害の発生による被害を未然に防止するため、電気通信設備とその付帯設備の防災設計として、電気通信設備及び電気通信システム等の高信頼化、データベース等の防災化を実施します。また、災害時における重要通信の確保のための措置計画を作成します。

NTT西日本は、地震災害時の通信の確保を図るものとするため、通信施設における次の予防措置を講じる等万全の措置を期します。

- 電気通信設備等の予防対策の実施
- 伝送路の整備
- 回線の非常措置

## イ 移動通信事業者

移動通信事業者（株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社）においては、災害による故障発生の影響を極力小さくするため、通信施設に次の予防対策を推進します。

- 重要な電気通信設備については、安全対策、浸水対策を講じます。
- 重要な電気通信設備については、予備電源の設置、又は可搬型発動発電機等を確保します。

## 7 交通

### ① 道路

伊勢市、三重県警察及び道路管理者は、津波襲来の恐れがあるところでの交通規制、避難経路について適切な措置を講じます。

### ② 海上

海上保安部は、津波による危険が予想される地域から安全な海域へ船舶を退避させる等の措置に係る具体的な実施要領を定め、これに基づき必要な伝達を実施します。

### ③ 鉄道

津波の発生により危険度が高いと予想される区間における運行の停止その他運行上の措置を実施します。また、走行中の列車の乗客や駅等に滞在する者の避難誘導を実施します。

## 8 伊勢市が自ら管理等を行う施設等に関する対策

### ① 不特定かつ多数の者が出入りする施設

市が管理する庁舎、学校、社会教育施設、社会福祉施設、図書館、病院等の管理上の措置はおおむね次のとおりです。

- ア 地震・津波等各種情報の入場者等への伝達
- イ 入場者等の安全確保のための退避等の措置
- ウ 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置
- エ 出火防止措置
- オ 消防用設備の点検、整備
- カ 非常用発電装置の整備、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピュータ等の情報を入手するための機器の整備
- キ 学校にあっては、当該学校等に保護を必要とする児童・生徒等がいる場合、これらの者に対する保護措置
- ク 社会福祉施設にあっては、重度障がい者、高齢者等移動することが不可能、又は困難なものへの安全確保に必要な措置

### ② 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

災害対策本部が設置される庁舎等の管理者は、①に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとしします。

- ア 非常用電源の確保
- イ 無線通信機等通信手段の確保
- ウ 災害対策本部開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

避難所又は救護所が設置される学校、社会教育施設等の管理者は①又は②の掲げる措置をとるとともに、市が行う避難所又は救護所の開設に必要な資機材の搬入、配備に協力するものとします。

### ③ 工事中の建築等に対する措置

工事中の建築物その他の工作物又は施設については、工事を中断するものとします。

## 9 迅速な救助

### ① 消防機関等による被災者の救助・救急活動の実施体制

市は、消防隊・救助隊・救急隊の体制の整備及び車両・資機材の確保に努めるものとします。

### ② 緊急消防援助隊の人命救助活動等の支援体制の整備

市は、緊急消防援助隊による人命救助活動等の支援体制の整備に努めるものとします。

### ③ 実働部隊の救助活動における連携の推進

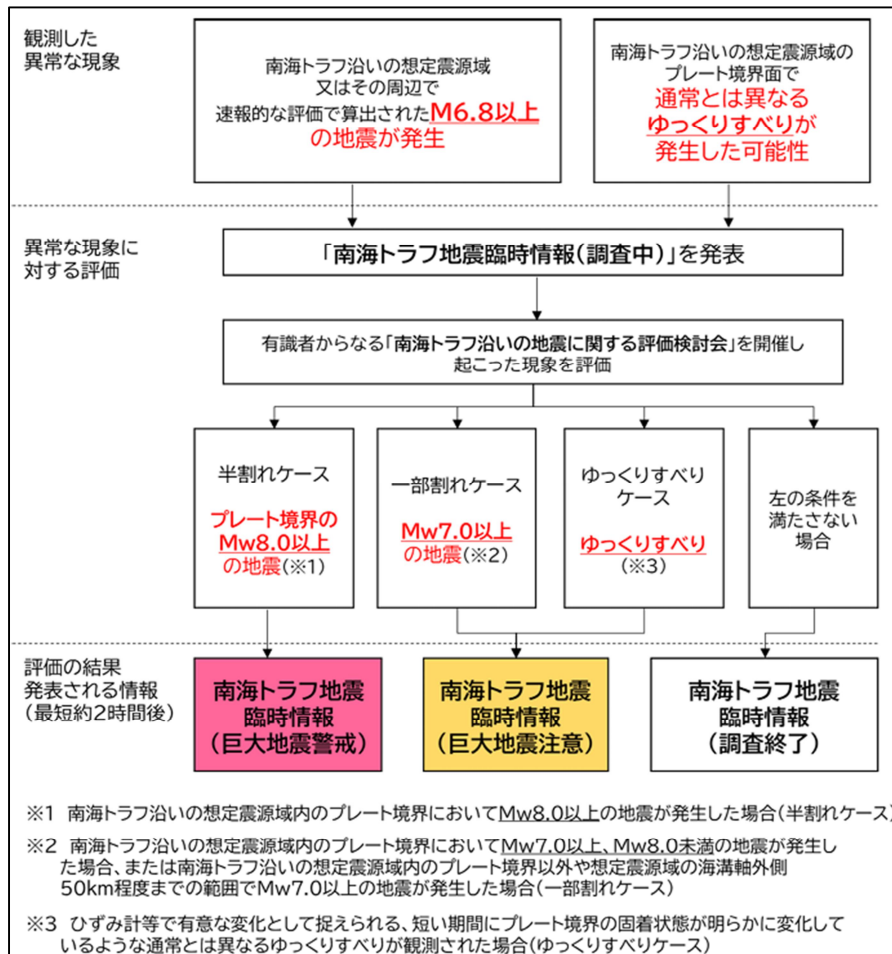
市は、自衛隊・警察・消防等実働部隊による迅速な救助のため、被災地への経路の確保を含む救助活動における連携の推進を図るものとします。

### ④ 消防団の充実

市は、消防団に関し、加入促進による人員確保、車両・資機材の充実、教育・訓練の充実を図るものとします。

## 第4節 時間差発生時における円滑な避難の確保等

南海トラフ地震臨時情報は、南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会で南海トラフ地震の発生可能性が通常と比べて相対的に高まったと評価される場合に発表するものです。



出典：内閣府「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン（第1版）」

### ①南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合における災害応急対策に係る措置

気象庁が南海トラフ地震臨時情報（調査中）を発表した場合、三重県防災通信ネットワークにより県から情報伝達されるため、受信確認を行い、市は以下のことを実施します。

- ア 情報収集・連絡体制の整備
- イ 県及び防災関係機関との連絡体制の確保
- ウ 市民への広報
- エ 公共施設等の緊急点検
- オ 大規模地震に備えた災害応急対策の点検

上記の対応を行うため、南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合は、情報収集等の警戒態勢をとるため、災害対策本部配備基準に基づき、第1配備体制（災害対策本部は設置しない）を取ります。

### ②南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合における災害応急対策に係る措置

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合、市は以下のことを実施します。

- ア 情報収集・連絡体制の整備
- イ 県及び防災関係機関との連絡体制の確保
- ウ 市民への広報

- エ 公共施設等の緊急点検
- オ 大規模地震に備えた災害応急対策の点検
- カ 災害対策本部の設置

上記の対応を行うため、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合は、情報収集等の警戒体制をとるため、災害対策本部配備基準に基づき、第1配備体制を取ります。

### ③南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合における災害応急対策に係る措置

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、市は以下のことを実施します。

- ア 情報収集・連絡体制の整備
- イ 県及び防災関係機関との連絡体制の確保
- ウ 市民への広報
- エ 公共施設等の緊急点検
- オ 大規模地震に備えた災害応急対策の点検
- カ 災害対策本部の設置
- キ 避難所の設置及び運営
- ク 高齢者等事前避難対象地域（津波浸水想定区域）の避難行動要支援者に対し、高齢者等避難の発令
- ケ 後発地震に備えた事前避難の呼びかけ
- コ 市内の学校や幼稚園・文化施設・体育館を1週間閉鎖

上記の対応を行うため、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合は、情報収集等の警戒態勢をとるため、災害対策本部配備基準に基づき第2配備体制を取ります。

異常な現象	プレート境界のMw8.0以上の地震※1 (半割れケース)	Mw7.0以上の地震※2 (一部割れケース)	ゆっくりすべり※3 (ゆっくりすべりケース)
発生直後 「ゆっくりすべりケース」は検討が必要と認められた場合	個々の状況に応じた 防災対応を準備・開始	個々の状況に応じた 防災対応を準備・開始	今後の情報に注意
(最短) 2時間程度	<b>巨大地震警戒対応</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>●【日頃からの地震への備えの再確認】</li> <li>●すぐに逃げられる態勢の維持や非常持出品の常時携帯など【特別な備え】</li> <li>●津波到達が早く、後発地震発生後の避難では間に合わないおそれのある住民は【事前避難】、それ以外の者は避難の準備を整え、個々の状況等に応じて自主的に避難</li> </ul> など	<b>巨大地震注意対応</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>●【日頃からの地震への備えの再確認】</li> <li>●すぐに逃げられる態勢の維持や非常持出品の常時携帯など【特別な備え】</li> </ul> など (必要に応じて避難を自主的に実施)	<b>巨大地震注意対応</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>●【日頃からの地震への備えの再確認】</li> <li>●すぐに逃げられる態勢の維持や非常持出品の常時携帯など【特別な備え】</li> </ul> など
1週間	<b>巨大地震注意対応</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>●【日頃からの地震への備えの再確認】</li> <li>●すぐに逃げられる態勢の維持や非常持出品の常時携帯など【特別な備え】</li> </ul> など (必要に応じて避難を自主的に実施)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う</li> </ul>	
2週間※4	<ul style="list-style-type: none"> <li>●大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>●大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う</li> </ul>

※1 南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてMw8.0以上の地震が発生した場合

※2 南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてMw7.0以上Mw8.0未満の地震が発生した場合、または南海トラフの想定震源域内のプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でMw7.0以上の地震が発生した場合

※3 南海トラフ沿いの想定震源域のプレート境界面でひずみ計等で有意な変化として捉えられる、短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合

※4 2週間とは、巨大地震警戒対応期間(1週間)+巨大地震注意対応期間(1週間)

上表内の対応は標準を示したものであり、個々の状況に応じて変わるものである

出典：内閣府「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン（第1版）」

#### ④南海トラフ地震臨時情報発表時の周知

南海トラフ地震臨時情報が発表され、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合には、防災行政無線や防災メール、ホームページ、ケーブルテレビ、SNS等を通じて、速やかに住民等へ広報します。

#### ⑤災害応急対策をとるべき期間

南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間、後発地震に対して警戒する措置を実施するとともに、当該期間経過後1週間、後発地震に対して注意する措置をとるものとします。

また、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM7.0以上M8.0未満の地震、および、通常とは異なるゆっくりすべりを観測した場合には、後発地震に対して1週間、注意する措置をとるものとします。

#### ⑥避難対策

##### (1) 後発地震に備えた事前避難

南海トラフ地震臨時情報が発表された場合において、後発地震に備え、津波浸水想定区域内に居住する避難行動要支援者に対して、1週間避難を継続するよう、別表1-2に従い高齢者等避難を発令します。

対象となる避難行動要支援者は、大津波警報又は津波警報から津波注意報に切り替わった後、市が発令する避難情報に従い、津波浸水想定区域外の親戚・知人宅や避難生活施設（基本法第49条の7）等へ避難するものとします。

##### (2) 避難所の運営

津波浸水想定区域外の避難生活施設（基本法第49条の7）を開設し、市職員を派遣して避難所運営を行います。開設する避難所は以下のとおり。

#### <開設避難所一覧>

No	施設名	住所
1	中島小学校屋内運動場	伊勢市二俣 1-2-17
2	宮山小学校屋内運動場	伊勢市旭町 319
3	城田中学校屋内運動場	伊勢市粟野町 472
4	四郷小学校屋内運動場	伊勢市楠部町 2484
5	小俣小学校屋内運動場	伊勢市小俣町元町 663-1
6	小俣中学校屋内運動場	伊勢市小俣町相合 750
7	進修小学校屋内運動場	伊勢市宇治浦田 2-16-43
8	五十鈴中学校屋内運動場	伊勢市中村町 444
9	修道小学校屋内運動場	伊勢市久世戸町 5-1
10	伊勢市社会福祉協議会福祉センター	伊勢市八日市場町 13-1
11	早修小学校屋内運動場	伊勢市常磐 3-10-19
12	伊勢宮川中学校屋内運動場	伊勢市二俣 4-5-3

No	施設名	住所
13	倉田山中学校屋内運動場	伊勢市神田久志本町 1645-2
14	伊勢市生涯学習センター	伊勢市黒瀬町 562-12
15	佐八小学校屋内運動場	伊勢市佐八町 2278-12
16	城田小学校屋内運動場	伊勢市上地町 1494
17	旧沼木中学校屋内運動場	伊勢市上野町 823
18	上野小学校屋内運動場	伊勢市上野町 2841-2
19	小俣保健センター	伊勢市小俣町元町 536
20	伊勢市小俣農村環境改善センター	伊勢市小俣町本町 3
21	明野小学校屋内運動場	伊勢市小俣町明野 1939
22	伊勢市小俣総合体育館	伊勢市小俣町新村 401-1
23	二見浦小学校・二見中学校	伊勢市二見町光の街 907-7

## 第5節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

以下の事業について、政令・告示等に留意し、具体的な目標及び達成期間を明示した事業計画を作成します。

- ア 建築物、構造物等の耐震化・不燃化・耐浪化
- イ 避難場所の整備
- ウ 避難経路の整備
- エ 土砂災害防止施設
- オ 津波防護施設
- カ 避難誘導及び救助活動のための拠点施設その他の消防用施設  
消防団による避難誘導のための拠点施設、緊急消防援助隊による救助活動のための拠点施設、平成 25 年総務省告示第 489 号に定める消防用施設
- キ 緊急輸送を確保するために必要な道路、港湾又は漁港の整備
- ク 通信施設の整備  
伊勢市防災行政無線  
その他の防災機関等の無線

## 第6節 防災訓練計画

### ① 防災訓練の実施

市及び防災関係機関は、地震防災対策推進計画の熟知、関係機関及び地域住民等の自主防災体制との協調体制の強化を目的として、推進地域に係る南海トラフ地震を想定した防災訓練を実施します。

防災訓練は、地震発生から津波来襲までの円滑な津波避難のための災害応急対策を中心とし、津波警報等が発表された場合の情報伝達に係る防災訓練も実施します。

### ② 県への助言と指導

市は、自主防災組織等の参加を得て訓練を行う場合には、県に対し、必要に応じて助言と指導を求めるものとします。

### ③ 訓練の内容

市は、県、防災関係機関、自主防災組織等と連携して、次のようなより具体的かつ実践的な訓練を行うものとします。

ア 要員参集訓練及び本部運営訓練

イ 要配慮者、滞留旅客等に対する避難誘導訓練

ウ 津波警報等の情報収集、伝達訓練

エ 災害の発生の状況、避難指示、自主避難による各避難場所等への避難者の人数等について、迅速かつ的確に県及び防災関係機関に伝達する訓練

## 第7節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

市は、防災機関、地域の自主防災組織、事業所等と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進します。

### ① 職員等に対する教育

市職員、教職員、消防団等は災害に関する豊富な知識と適切な判断力が求められることから、職員研修等を利用して、次の防災教育の徹底を図ります。

- ア 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- イ 地震・津波に関する一般的な知識
- ウ 南海トラフ地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- エ 南海トラフ地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割
- オ 南海トラフ地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- カ 南海トラフ地震対策として今後取り組む必要のある課題

### ② 地域住民等に対する教育

市は、関係機関と協力して、ハザードマップの作成・見直し・周知、防災訓練等の機会を通じて、津波からの避難に関する意識の啓発等、地域住民等に対する教育を実施します。

防災教育の内容は、次のとおりとし、地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で行うものとします。

なお、その教育方法として、印刷物、ビデオ等の映像、各種集会の実施等、地域の実情に合わせた、より具体的な手法により、自助努力を促し地域防災力の向上を図ることに留意しながら、実践的な教育を行うものとします。

- ア 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- イ 地震・津波に関する一般的な知識
- ウ 南海トラフ地震が発生した場合における出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活動・避難行動、初期消火及び自動車運転の自粛等防災上とるべき行動に関する知識
- エ 正確な情報入手の方法
- オ 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- カ 各地域における避難対象地区、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識
- キ 各地域における避難場所及び避難経路に関する知識
- ク 避難生活に関する知識
- ケ 地域住民等自らが実施し得る、7日間程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平素からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法
- コ 住宅の耐震診断と必要な耐震改修の内容

### ③ 相談窓口の設置

県及び市は、地震対策の実施上の相談を受けるため必要な窓口を設置するとともに、その旨周知徹底を図るものとします。

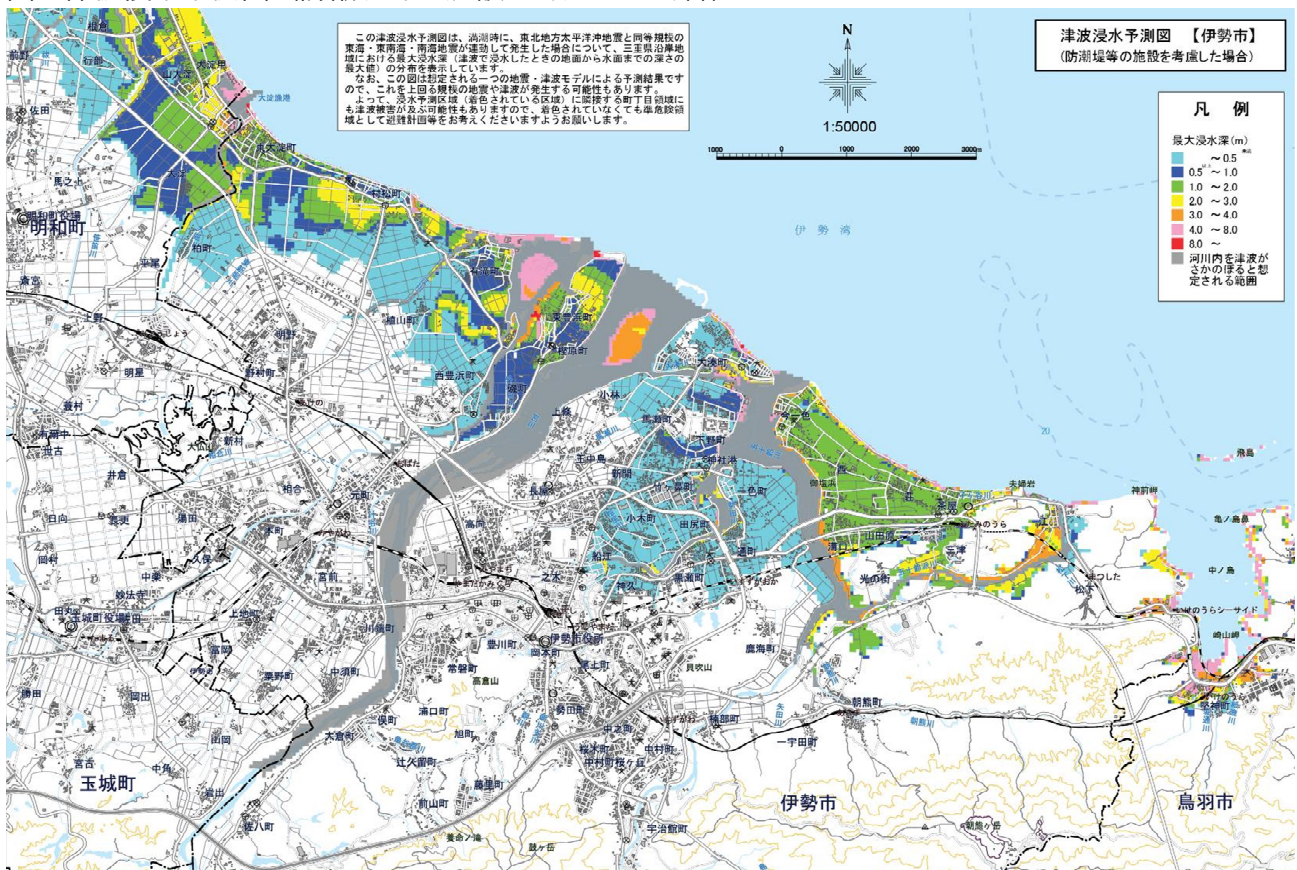
# 別表1 避難指示 発令地区（避難対象地区）

別表1-1 津波警報が発令されたとき

平成23年度三重県作成の津波浸水予測図（防潮堤等の施設を考慮した場合）をもとに設定

地区	町名
二見地区	松下、江、茶屋、三津、山田原、溝口、荘、西、今一色 ※光の街を除く二見町全域
御園地区	新開、小林
北浜地区	有滝町、村松町、東大淀町、柏町
豊浜地区	西豊浜町、植山町、磯町、東豊浜町、檜原町
大湊地区	大湊町
神社地区	神社港、竹ヶ鼻町、小木町、馬瀬町、下野町
浜郷地区	神田久志本町、神久2～6丁目、黒瀬町、通町、一色町、田尻町
四郷地区	朝熊町、鹿海町
有緝地区	船江2、3丁目

図 津波浸水予測図（防潮堤等の施設を考慮した場合）



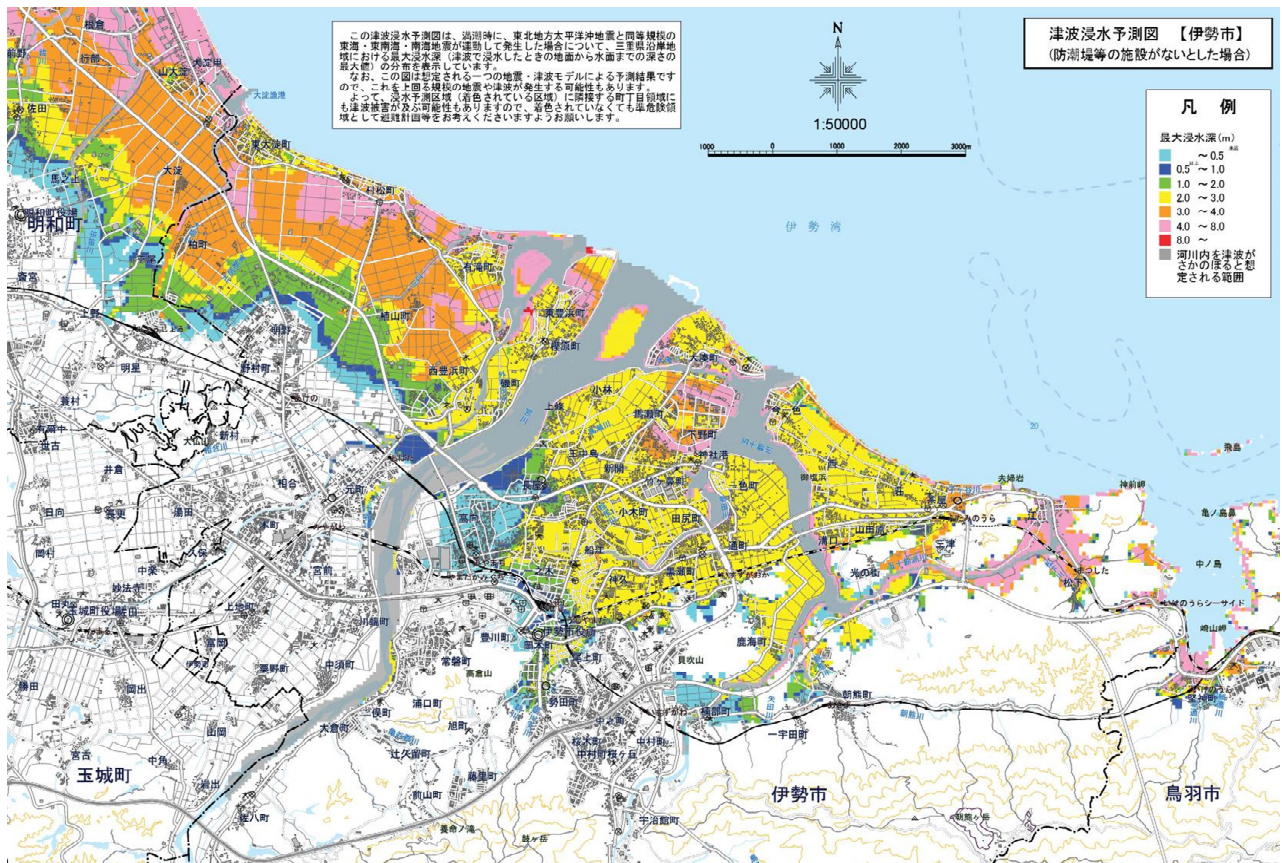
出典：三重県津波浸水予測図（平成23年度版）

別表1-2 大津波警報が発表されたとき

平成23年度三重県作成の津波浸水予測図（防潮堤等の施設がないとした場合）をもとに設定

地区	町名
二見地区	松下、江、茶屋、三津、山田原、溝口、荘、西、今一色 ※光の街を除く二見町全域
御園地区	高向、長屋、王中島、新開、上條、小林 ※御園町全域
小俣地区	元町、明野
北浜地区	有滝町、村松町、東大淀町、柏町
豊浜地区	西豊浜町、植山町、磯町、東豊浜町、檜原町
大湊地区	大湊町
神社地区	神社港、竹ヶ鼻町、小木町、馬瀬町、下野町
浜郷地区	神田久志本町、神久1～6丁目、黒瀬町、通町、一色町、田尻町
四郷地区	楠部町、朝熊町、鹿海町
厚生地区	豊川町、本町、宮後1～3丁目、一之木1～5丁目 大世古1～4丁目、曾祢1・2丁目
有絹地区	河崎1～3丁目、船江1～4丁目
明倫地区	尾上町、岡本1～3丁目、岩瀬1～3丁目、吹上1・2丁目
早修地区	常磐1丁目、宮町2丁目

図 津波浸水予測図（防潮堤等の施設がないとした場合）



出典：三重県津波浸水予測図（平成23年度版）

---

伊勢市南海トラフ地震防災対策推進計画

令和8年 3月 改訂

伊勢市防災会議

---